

おかげさまで 開業14周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2021年12月号

今年も残すところ、1ヶ月をきりましたね。2021年は（東京では）ほとんどが緊急事態宣言下での活動でしたね。それでも東京オリンピック・パラリンピックは無事に開催され、その後の新型コロナの感染爆発も起きず、ワクチンも接種できて、その効果もあったようで良かったです。また新たな変異株が出てきていますが、恐れ過ぎず、しっかりと基本的な感染症対策を引き続き行っていきましょう。

来年は改正育児介護休業法の施行や、中小企業もパワハラ防止措置義務も始まるので、それぞれ対応を検討する必要がありますね。社会的な背景や法の趣旨などをしっかりと理解して会社の成長に繋げましょう。

年末年始に向けて体調に気を付けつつ、今年の仕事は今年のうちにて、新年を迎えましょう。

12月のトピックス

- ・ 労災保険料率について
- ・ 雇用調整助成金の特例措置の縮小について
- ・ 雇用調整助成金の確認厳格化について

労災保険料率について

厚生労働省は、新型コロナウイルスによる労災により、本来なら増額する事業者の労災保険料につきまして、コロナ労災分は除外する特例を講じることを決めました。2022年度の労災保険率は18～20年度が算定対象期間となりますが、20年度から始まったコロナ禍により、22年度から上がると見込まれる事業者もあるものの、そのまま保険料を上げることは適当ではないと判断されました。

雇用調整助成金の特例措置の縮小について

厚生労働省は、新型コロナウイルスによる雇用調整助成金の特例措置を来年1月から縮小し、労働者1人当たりの1日分の上限額を段階的に引き下げる方針を固めました。助成率につきましてはすべての企業で3月末まで現行で据え置かれます。所在地が感染拡大地域だったり、売上げが急減したりした企業の特例措置につきましても、3月末まで維持されます。

雇用調整助成金の確認厳格化について

厚生労働省は、雇用調整助成金につきまして、来年1月から支給要件確認を厳格化する方針となりました。厚生労働省の審議会などから業績が回復して要件を満たさなくなった企業への支給の可能性を指摘されており、初回申請時だけであった業績悪化を証明する書類の提出を2回目以降も求められます。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL : jibiki@jibiro.info

URL : <http://jibiro.info/>

TEL/FAX : 042-343-1363

移動オフィス : 090-2907-3545

URL : <https://jibiro.tokyo/>